

消費生活センターだより

第79号
令和3年5月

簡単に儲かるという副業に注意！

【手口1】

7日で20万円の収入も不可能ではないとうたう副業情報が得られる広告を見て会員登録し、利用料金を毎月支払っていたが期待した情報はなく、解約しようとしたら高額な解約金を求められた。

【手口2】

副業で稼げるという情報をスマートフォンで見るとSNS登録したら、話し相手になってくれれば報酬を1000万円支払うとメッセージが届いた。振り込みに必要な情報交換のための手続き費用の支払いを求められ、支払い続けたが情報交換できず、騙されたと思う。

【手口3】

儲かる副業だと誘われてオンラインカジノのアフィリエイト契約をし、登録料を分割で払っている。後から更にゲーム参加料が必要とわかり解約したい。登録料も支払いたくない。

【アドバイス】

- ・副業を希望する人は増加傾向にあり、今後も副業に関連したトラブルが多発する恐れがあります。
- ・インターネット上には簡単に高額収入を得られることを強調する広告や宣伝が多く見られます。SNSなどに、利益を上げているような投稿をし、興味を持った消費者をウェブサイトへ誘導する事業者も存在します。
- ・契約前に欲しい情報などの具体的な内容、真偽を確かめることはできません。副業に関する個人の投稿を含む広告をうのみにしないでください。
- ・内容が理解できない、怪しいと思ったら契約しないようにしましょう。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019

